

司法修習生の給費制維持を求める市民参加の集会

司法修習費用給費制維持緊急対策本部事務局次長 木村 裕二 (42 期)

9月1日、弁護士会館クレオで、東京三会主催・日弁連共催の「司法修習生の給費制維持を求める市民参加の集会」が行われた。参加者は約260名で、会場はほぼ満席となった。国会議員8名（民主2、自民3、公明2、共産1）が本人出席、秘書出席は10名、メッセージも約10名分寄せられた。

法科大学院修了生の丸山七菜子さんから、法科大学院生の多くが奨学金など重い経済的負担のもとで勉強しており、このうえ貸与制になればお金のない人は法曹への道を目指せなくなる、との切実な訴えがあった。

出席された多くの国会議員から、平成16年の時点で給費制廃止に賛成した会派・議員も含めて、その後の「事情変更」を踏まえることが必要である、時間の限られた国会スケジュールで超党派での取り組みを作る必要がある、などの力強い挨拶を頂いた。

続いて、パネルディスカッションが行われた。労働者福祉中央協議会会長の笹森清さんは、「給費制廃止は、議論が不十分なまま決められた。その過ちは改めるべきである」「労働運動を超えた社会運動の担い手になろうという日弁連の呼びかけに共感し、貸金業法改正等の運動に取り組んできた。本気で社会正義の実現に取り組む弁護士を育てるには、お金のかかる制度にしてはダメである」との意見を述べられた。北海道大学教授の山口二郎さんは、「立法・行政をチェックし、制度改革の引き金を引くという司法の機能は、まず訴訟を提起することから始まる。訴訟は弁護士なしでは困難であり、弁護士は民間人であるが、三権の一翼を担う司法を動かす公的な役割を持っている」「給費制によって社会に育ててもらったという『負い目』は、損得勘定抜きで社会のために働く法律家を育てる効き目がある。それは、社会のインフラである」「どういう社会を創るかという理想があって、そのためにお金を集めるのが財政。お



金がないから諦めろと言うのは、議論が逆立ちしており、財務官僚の貧困な発想である」との意見を述べられた。日弁連会長の宇都宮健児さんは、「司法こそ公正・平等な世界でなければならない。そこに貧富の格差を持ち込むのは、司法制度を歪める」「弱者の人権を守るため国とも闘うという弁護士を国費で育てる給費制は、敗戦直後の今とは比較にならない大変な財政状態の中で、新しい民主国家を作るという高い理想が反映されたものである」との意見を述べられた。パネルディスカッションは大阪の集会会場にも中継し、意見交換を行った。

「市民の声」として、東京大気汚染裁判原告団の石川牧子さんから「弁護団は11年間手弁当で闘い続けてくれた。630名の原告が起こした裁判で勝ち取った医療費助成で、5万2000人が救われた。弁護団が教えてくれたのは、被害を訴える力。こういう弁護士が育つ機会が奪われるなら、給費制廃止に対して真っ向から闘う」との発言があった。ホームレス総合相談ネットワークの信木美穂さんは「弁護士が借金まみれで思い切り働けないのでは、路上という絶対的貧困の場所にいるおじさん達の生存権が奪われてしまう」、山口組五菱会ヤミ金融裁判原告団の吉田豊樹さんは

「弁護士と一緒に取り組んだ裁判をきっかけに、スイスで没収された犯罪被害財産を日本に取り戻し被害者に分配する制度が実現した。埼玉県では、法律家が行政や精神保健と連携して自殺対策に取り組んでいる。意識のある人に弁護士になってもらいたい」との発言があった。

そして、司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会事務局長の菅井義夫さん、日弁連の給費制維持緊急対策本部の井上裕明さんから、署名活動、9月以降の連続街宣行動の紹介とともに、9月16日の2000人パレードへの参加呼びかけを行った。

家庭裁判所委員会について

家庭裁判所委員 鬼丸 かおる (27 期)

家庭裁判所委員会の名を耳にされたことのない会員は多いのではないだろうか。

家庭裁判所委員会は、昭和24年1月1日に、家裁からの諮問事項について調査建議を行うことを目的として創設され、家裁の創設以来ともに歩んできた。平成15年8月に最高裁判所が家庭裁判所委員会規則を全面改正し、従前の委員会が改組されて現在のものとなっている。国民の司法参加の機会拡充という観点から、家裁の運営について広く国民の意見を反映し、裁判所に対する国民の理解と信頼を高める仕組みが導入されたものである。

家裁委員会規則によると、家庭裁判所委員会は、家裁の運営に関し諮問に応ずるとともに、家裁に意見を述べることを所轄事務としている。委員の数は15人以内が原則だが、最高裁により例外が認められることとなっており、東京家裁の場合は、平成22年7月現在、東京家裁の裁判官3名（うち1名は所長）、東京地方検察庁の検事1名のほか大学教授、民間会社員、団体職員等の有識者が9名、東京三会から1名ずつの弁護士の、合計16名で委員会を構成している。

東京家裁委員会の会合は1年に3、4回のペースで開催され、近年では諮問事項は特にないため、会合では毎回事前にテーマを決めて、家裁が現状を説明し、委員からの意見を聴取する。最近取り上げられたテーマとしては、家事調停の運用状況、改正少年法の運用状況、家事事件や少

年事件の処理と関係機関との連携の問題、遺産分割調停の概要説明や家裁の様々な書式に関する意見聴取等がある。委員からは活発な意見が出ることも多く、特に民間の有識者からの意見は、法曹には新鮮で、文書の構成や言葉遣い、施設の在り方等、認識を改めさせられる指摘が少なくない。東京家裁は、家裁委員会の意見に真摯かつスピーディーに対応しており、国民の意見を裁判所運用に反映させようという意気込みが強く感じられる。このような具体例としては、東京家裁から当事者へ交付する文書の言葉遣いや記載を一般的な表現に訂正したり、当事者からの連絡方法にファクシミリを加える等の処置を、家裁委員会開催後2か月程度で検討し、改めている。

会合の最後に、次の会合のテーマを討議し、その場で決定するかまたはいくつかのテーマ候補をあげて家裁に決定を一任するが、法曹関係者委員と民間有識者の家裁に関する知識の程度に差が大きいこともあり、テーマの選定は容易ではない。弁護士委員としては積極的にテーマを提案したいとは思いつつも、専門的なテーマを提案しにくいのが実情である。今後は弁護士委員から積極的にテーマを提案し、あるいは弁護士会の意見を家裁委員会に反映するため、「東京三弁護士会地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会」を通じて、関連委員会にご意見をいただきたいと考えている。是非ご協力をいただきたいものである。